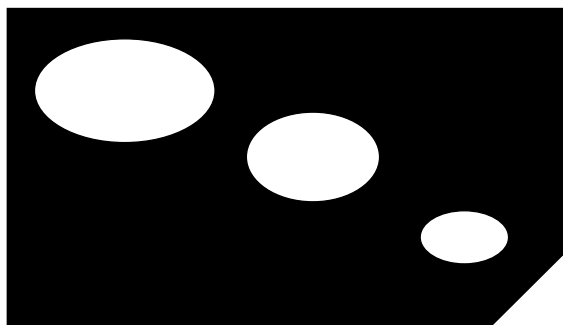


# 自主検査(団体検査員用) 検査マニュアル



## 「基礎配筋検査」

	ページNo
○現場検査要領	1-1～1-2
○現場検査における検査方法と判定について	2-1～2-2
○各チェック項目ごとの検査方法等詳細説明	3-1～4-5
○現場検査時 写真撮影要領	5-1～5-3

### 改訂記録

初版:2009/12/25

改訂:2010/05/12 (名称変更:JIO検査センター⇒JIO業務センター)

改訂:2012/05/16 一部訂正

改訂:2013/04/26 文言訂正

株式会社 日本住宅保証検査機構

## ○現場検査要領

### ●検査事前準備

1. JIOの検査報告書(兼チェックリスト)※1、筆記用具、設計図書、検査マニュアル等、表示板(現場撮影用の黒板等)、カメラ、コンベックス等の計測器機、ヘルメット、その他現場検査に必要なもの等を用意します。

※団体検査員による検査は、戸建住宅のみが対象となります。

※団体検査員は、当該検査物件の設計・施工管理をしていないこと。

※検査時に配筋の手直し等が発生しても対処できるように段取りをしておくことが望ましい。

### ●現場検査での注意事項

1. 現場検査は、必ず団体検査員本人が行い、代行者による検査や書面のみでの検査を行ってはなりません。  
※団体検査員は、JIO認定団体の研修会を終了し、団体検査員として認定された方です。
2. 現場検査時に、ヘルメット着用を厳守し安全確保に十分に注意します。

### ●現場検査後の報告書に関して

1. 現場検査を終了後、検査の報告書(兼チェックリスト)は、現場写真(撮影マニュアルに従って現場撮影用の黒板等を挿入した写真)と共にJIO業務センターへFAX、メール送信、または予約JIO'Sアップロードを利用し提出します。

### ※1検査報告書(兼チェックリスト) について

報告書(兼チェックリスト)は建物の構造種類別に、5種類有ります。

検査の該当物件に合わせ、下記の報告書(兼チェックリスト)から選択して使用します。

- ①. 10「木造軸組、枠組壁 他」用※①は丸太組、混構造のベタ・布基礎形状、木質パネル、
- ②. 13「鉄骨造」用 伝統工法、スチールハウス、薄板軽量形鋼造兼用となります。
- ③. 15「RC造」用
- ④. 11「混構造 地下・地上RC造」用
- ⑤. 12「混構造 地上鉄骨造」用

☆検査報告書(兼チェックリスト)は、それぞれ左上に番号がありますので、そこを確認します。

20100105	10	木造
<b>団体検</b>		
加盟団体名		

これは

①. 10「木造軸組、枠組壁 他」用です。

例) 建物がRC造の基礎配筋検査の場合は、  
③. 15「RC造」用を選択します。

例) 建物が1階鉄骨、2階以上が木造などの混構造の場合、  
⑤. 12「混構造 地上鉄骨造」用を選択します。

● 検査報告書(兼チェックリスト)の記入について

検査報告書(兼チェックリスト)の上部は下記要領に沿って記入します。  
 JIOへ提出する場合は、総合判定「適合」、又は「再検査適合」になった場合です。  
 (※判定が「不適合」になった場合は、再度現場検査を実施し、「再検査適合」になるまで検査を実施します。「再検査適合」の場合は、「不適合」の報告書と一緒に送付します。)

20100105 10		木造軸組工法、枠組壁工法、湿構造、丸太組構法、木質パネル工法、伝統工法、パネル・薄板軽量形鋼造	
団体検査員用		基礎配筋検査報告書 (兼チェックリスト)	
JIO(日本住宅保証検査機構)			
加盟団体名	所属の団体名を記入します。		
報告書作成日	2009年10月1日	検査日時	2009年10月1日 19時00分～
検査員名	検査 一郎	届出事業者 立	立会い者なし
届出事業者番号	J1011111	届出事業者名	〇〇建設 株式会社
登録物件番号	Y0801718	登録物件名	〇〇分譲住宅 A号棟 様邸
基礎配筋検査判定	適合		
頭がA、J等で始まる JIO登録時の届出事業者番号です。		内 容	判定 備考
書類			○
A B C	へた基礎の鉄筋径および配筋間隔 【布基礎標準例】 上層筋：下層筋：D13以上 規期 D10以上 スラブ筋：D10以上 〇300以内 スラブ筋：D10以上	検査該当物件のYから始まる番号です。	○
A B C	布基礎の鉄筋径および配筋間隔 布基礎の底盤幅 【布基礎標準例】 上層筋：下層筋：D13以上 規期 D10以上 スラブ筋：D10以上 〇300以内 ベース筋：D10以上 ベース：D10以上 〇300以内 スラブ筋：D10以上 〇300以内		○

所属の団体名を記入します。

検査日と同じ場合は、同日の日付でかまいません。

検査員の名前をフルネームで記入します。

検査日時を記入します。

立会者がいない場合は、「立会者なし」と記入します。

届出事業者名は、株式会社などを入れた正式名称にて記入をします。

登録物件名は、必ず保険契約申込書と同一名となるようにします。

検査の総合判定を記入します。「適合」、「不適合」、「再検査適合」

各項目の判定を記入します。「○」、「×」、「-」×がひとつでもある場合は、総合判定が「不適合」となります。

各項目ごとの検査要領詳細については、次ページ以降で各項目ごとの検査方法を参照し、検査実施します。

● 現場写真撮影時の表示板(現場撮影用の黒板等)について

現場撮影用の表示板(現場撮影用の黒板等)は、「物件名」、「届出事業者名」、「検査の実施年月日」、「検査員名」、「工程名」の各情報を必ず記載します。  
 詳細は、No.5-1のページをご確認ください。

**注意事項：**  
 保険契約の申込みの日から約1週間後に、自動的に「検査忘れ防止のご案内」というFAX案内がJIO業務センターから届出事業者様へ届きますが、注意喚起として一律送付させていただきます。  
 自主検査を実施する場合は、JIOに配筋検査を申し込む必要はありません。ご了承ください。

# 現場検査における検査方法と判定について

## 検査方法(各検査共通)

- まず外観全体をよく見ます。その後、チェック項目に沿って要所、局所を確認していきます。
- 各検査項目は抽出確認では有りますが、下記目安時間にて、可能な限り多くの部位(可能な限り全箇所)を確認してください。  
目安時間より著しく早く終了したり、目安時間を著しく超過しないようにします。
- また不具合がある場合でも、検査時間内に是正できればかまいません。
- 安全側でしっかりした対応が取られているか配慮しながら確認します。
- 検査方法欄にA(目視)、B(計測)、C(書類)のうち複数記載がある場合にはいずれかによる確認で可とし、Cでの施工関連図書等による確認の場合には備考欄に書類名等の記載をして下さい。

### 検査の目安時間

戸建て住宅 30分 ※戸建て住宅については125㎡前後を想定しています。

## 検査の判定について

### 【総合判定の種類】

- 適合** : 検査報告書(兼チェックリスト)のチェック項目に「×」がない場合。
- 不適合** : 検査報告書(兼チェックリスト)のチェック項目にひとつでも「×」がつく場合。  
不適合の場合は、再度現場検査が必要です。
- 再検査適合** : 前回不適合部分の検査を実施し再度、適合となった場合。

また、検査中に判定がつかない等で判定を「保留」とする場合があります。その後、判定できる根拠等がはっきりした時点で、「適合」、「不適合」の判定をします。(「保留」の場合は判定欄を空欄にしておいてください)

### 【各検査項目の記入(判定)について】

- : 該当項目を適とした場合。(検査対象部分で、設計図書等・設計施工基準・建築基準法・検査マニュアル等に従った施工が確認できた場合)
- ×: 該当項目を不適とした場合。(検査対象部分で、設計図書等・設計施工基準・建築基準法・検査マニュアル等に従った施工でないことが確認できた場合)
- : 該当項目で該当部位等がない場合。(現場に該当する部分がない場合)

※各項目の判定の詳細についてはNo.3-1ページ以降の各項目を参照して下さい。

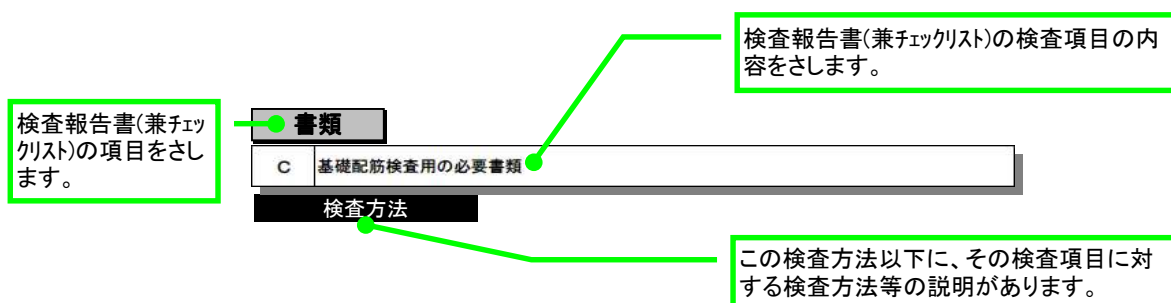
※保険契約の申込みが終了しており、JIOに登録済の設計図書に変更がある場合は、検査後速やかに変更図面をJIO業務センターにFAX送信します。

※JIOに送付する検査後の報告書(兼チェックリスト)は、最終的に総合判定が「**適合**」又は「**再検査適合**」となった場合です。

「**不適合**」となった場合は、再検査を実施し、「**再検査適合**」としなければ、JIOへ報告書は送付できません。

※FAX送信の際は、個人情報を送付するという認識をもち、FAX番号をよく確認し、番号打込み間違い等がないようにします。

次項(1-1ページ以降)からの掲載内容に関して



○配筋検査のタイミングは主要な検査対象部位の基礎配筋が完了していることが前提となります。  
 下記添付のJIO「基礎配筋検査 検査のタイミング」を参照。

基礎配筋検査 検査のタイミング

**【ご案内】**  
 JIOわが家の保険では、基礎配筋工事の完了時に現場検査が必要となります。  
 深基礎や高基礎、RC混構造等の特殊な基礎の場合、同一の形状でも工事の段取りや敷地の状況、基礎寸法等により何通りかの工程が考えられます。基礎形状ごとに考えられる工程・それにもなう検査のタイミングを図を交えて記載しています。基礎配筋検査お申し込み時の参考資料としてください。  
 ※杭基礎の場合も本資料に準じます。

**ご注意！**  
 検査前に検査対象部位に基礎コンクリートが打設されてしまうと、現場検査を実施することが出来ず、保険の締結が出来なくなってしまいます。検査前にコンクリートが打設されてしまうことのないよう、基礎業者様へのご指示・ご指導をよろしくお願い申し上げます。

※検査対象部位以外のコンクリート打設は可能となります。ただし施工状況を確認し、施工状況報告書の作成が必要となります。

自主検査の場合は、書類として、JIO施工状況報告書に限らずその他施工管理記録簿等がかまいません。

基礎配筋検査 検査のタイミング NO.1

基礎配筋工事完了時が検査タイミングとなります。■部分が『検査対象部位』です。このタイミングで検査対応頂くようお願いいたします。

基礎配筋検査 検査のタイミング NO.2

基礎配筋工事完了時が検査タイミングとなります。■部分が『検査対象部位』です。このタイミングで検査対応頂くようお願いいたします。

<b>【べた基礎】</b>	
1. べた基礎	2. 一部深基礎 ベース部分L字型      ベース部分T字型
3. 一部深基礎 ベース部分無し	ハンチ形式      4. 深基礎 (べた基礎仕様)
<b>【布基礎】</b>	
1. 布基礎一般部	2. 深基礎(布基礎仕様)
<b>【独立基礎】</b>	
1. 独立基礎	2. 独立基礎+基礎梁

<b>【その他直接基礎】</b>	
1. 一部地下・半地下	2. 地下・半地下
3. 一部地下RC混構造等	4. 一部地下RC混構造等
5. 1階RC混構造等	6. 地下RC混構造等
7. 地下RC混構造等 (地下ピットが過半を占めている場合)	

JIO KS-KHT-0001

ここからは、報告書(兼チェックリスト)の各項目に沿って①、及び②、③、④、⑤の順に検査方法等を説明します。(②、③、④、⑤は共通の説明となります。)

## ①. 10「木造軸組工法, 枠組壁工法, 他」用 ※1

※1 丸太組、混構造でベタ・布基礎形状、木質パネル、伝統工法、スチールハウス薄板軽量形鋼造などで、ベタ基礎形状や布基礎形状の場合も、この報告書を使用します。

### 書類

書類	C	基礎配筋検査用の必要書類	
----	---	--------------	--

### 検査方法

○ここでは、現場検査を実施するにあたり、必要書類(物件設計図書、施工マニュアル等)の準備ができていないかを確認します。

必要書類が準備できていればこの項目の判定は、「○」(適)となります。

- ・また検査時に、一部コンクリート打設済部分がある場合で、検査員が打設済部分の状況を把握できていない場合は、施工管理記録簿等(打設済部分の施工写真等)の書類で確認します。その場合でコンクリート打設済部分の書類等が現場になく、確認できない場合は、この項目を保留として、後日、書類等を確認できた時点で、項目判定「○」(適)とします。

設計図書

### 基礎

基礎	A B C	べた基礎の鉄筋径および配筋間隔	
		【べた基礎標準例】 上端筋・下端筋：D13以上、腹筋：D10以上 タテ筋：D10以上 @300以内、スラブ筋：D10以上 @300以内	

### 検査方法

検査物件の基礎形状がベタ基礎の場合はこの項目を判定します。

- 上端筋、下端筋、腹筋、タテ筋、スラブ筋が設計図書又は施工マニュアル等通りの径、本数位置にあるか現場の施工を確認します。

- ・設計図書又は施工マニュアル等の変更はないが、現場で上位の施工としている場合は備考欄にその旨記載します。この場合、変更図面の提出依頼は不要です。
- ・腹筋の有無については設計者判断になるので、設計図書に指示がなければ、なくても可です。

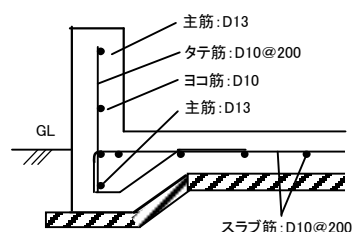
※腹筋とはスターラップの振れ止めやはらみ出し防止を目的としたもの。

※アンカーボルトの支持を目的とした鉄筋も定着、継ぎ手の有無は判定をしません。

※現場が布基礎等の場合で、ベタ基礎部分がない場合は、この項目は「-」(該当無し)とします。

※No3-3、3-4に建築基準法関連条文を記載しています。

設計図書記載例



## 基礎

基礎	A B C	布基礎の鉄筋径および配筋間隔	
		布基礎の底盤幅	
		【布基礎標準例】 上端筋：下端筋：D13以上、腹筋：D10以上 タテ筋：D10以上 @200以内、ベース横筋：D10以上 ベース：D10以上 @200以内、スラブ筋：D10以上 @200以内	

## 検査方法

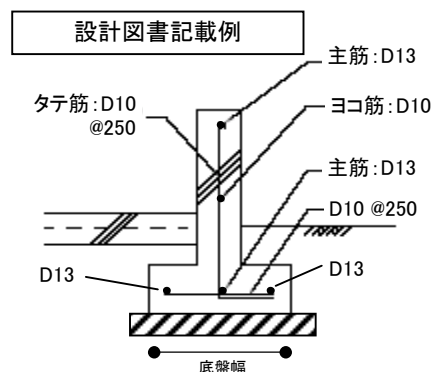
○検査物件の基礎形状が布基礎の場合はこの項目を判定します。  
上端筋、下端筋、腹筋、タテ筋、ベース横筋、ベース筋が設計図書通りの径、本数、位置にあるかを現場の施工を確認します。  
また底盤幅(ベース幅)が設計図書又は施工マニュアル等通りの寸法が確保されているか現場の施工を確認します。

(底盤両側の型枠が施工前の場合は、底盤幅の施工予定寸法を確認し、項目の判定は「-」(該当無し)とします。その際、備考欄には、「施工予定確認」などと記入します。)

- ・設計図書又は施工マニュアル等の変更はないが、現場で上位の施工としている場合は備考欄にその旨記載します。この場合、変更図面の提出は不要です。
- ・腹筋の有無については設計者判断になるので、設計図書に指示がなければなくても可です。

※腹筋とはスターラップの振れ止めやはらみ出し防止を目的としたもの。  
※アンカーボルトの支持を目的とした鉄筋も定着、継ぎ手の有無は判定をしません。  
※現場がベタ基礎等の場合で、布基礎部分がない場合は、この項目は「-」(該当無し)とします。

※No3-3、3-4に建築基準法関連条文を記載しています。



## 基礎

基礎	A B C	深基礎の鉄筋径および配筋間隔	
----	-------	----------------	--

## 検査方法

○深基礎の配筋が設計図書又は施工マニュアル等通りの径、本数、位置にあるか現場の施工を確認します。  
深基礎がなければこの項目は「-」(該当無し)とします。

- ・検査時、深基礎部分のコンクリートが打設済の場合は、検査員が打設済部分の状況を把握できていない場合は、施工管理記録簿等(打設済部分の施工写真等)の書類で確認します。その場合でコンクリート打設済部分の書類等が現場に無く、確認できない場合は、この項目を保留として、後日、書類等を確認できた時点で、項目判定「○」(適)とします。  
※書類による確認の場合は、備考欄に「○○○○にて確認」などと書類名を記入します。

## 建築基準法施行令第38条

## 【基礎】

## 【基礎】第38条

建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

- 2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。
- 3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13メートル又は延べ面積3,000平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1平方メートルにつき100kNを超えるものにあつては、基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端)を良好な地盤に達することとしなければならない。
- 4 前2項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。
- 5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。
- 6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

## 国土交通省 告示第1347号 第1、2

## 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件

建築基準法施工令(昭和25年政令第338号)第38条第3項及び第4項の規定に基づき、建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を次のように定める。

- 第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第38条第3項に規定する建築物の基礎の構造は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度(改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。)が1㎡につき20kN未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造と、20kN/㎡以上30kN/㎡未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と30kN/㎡以上の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。
- 一 木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類するもの又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類するものに用いる基礎である場合
  - 二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が70kN/㎡以上の場合であつて、木造建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分のうち、令第42条第1項ただし書の規定により土台を設けないものに用いる基礎である場合
  - 三 門、塀その他これらに類するものの基礎である場合
- 2 建築物の基礎を基礎ぐいを用いた構造とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。
- 一 基礎ぐいは、構造耐力上安全に基礎ぐいの上部を支えるよう配置すること。
  - 二 木造の建築物若しくは木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分(平家建ての建築物で延べ面積が50㎡以下のものを除く。)の土台の下又は組積造の壁若しくは補強コンクリートブロック造の耐力壁の下にあつては、一体の鉄筋コンクリート造(2以上の部材を組み合わせたもので部材相互を緊結したものを含む。以下同じ。)の基礎ばりを設けること。
  - 三 基礎ぐいの構造は、次に定めるところによるか、又はこれらと同等以上の支持力を有するものとする。
    - イ 場所打ちコンクリートぐいとする場合にあつては、次に定める構造とすること。
      - (1) 主筋として異形鉄筋を6本以上用い、かつ、帯筋と緊結したもの
      - (2) 主筋の断面積の合計のくい断面積に対する割合を0.4パーセント以上としたもの
    - ロ 高強度プレストレストコンクリートぐいとする場合にあつては、日本工業規格A5337(プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい)-1995に適合するものとする。
    - ハ 遠心力鉄筋コンクリートぐいとする場合にあつては、日本工業規格A5310(遠心力鉄筋コンクリートぐい)-1995に適合するものとする。
    - ニ 鋼管ぐいとする場合にあつては、くいの肉厚は6mm以上とし、かつ、くいの直径の1/100以上とすること。

次ページに続く



## 国土交通省 告示第1347号 3、4、第2

## 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件

3 建築物の基礎をべた基礎とする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

- 一 一体の鉄筋コンクリート造とすること。ただし、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が $1\text{m}^2$ につき $70\text{kN}$ 以上であって、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずるおそれのない場合にあっては、無筋コンクリート造とすることができる。
- 二 木造の建築物若しくは木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の土台の下又は組積造の壁若しくは補強コンクリートブロック造の耐力壁の下にあっては、連続した立上り部分を設けるものとする。
- 三 立上り部分の高さは地上部分で $30\text{cm}$ 以上と、立上り部分の厚さは $12\text{cm}$ 以上と、基礎の底盤の厚さは $12\text{cm}$ 以上とすること。
- 四 根入れの深さは、基礎の底部を雨水等の影響を受けるおそれのない密実で良好な地盤に達したものとした場合を除き、 $12\text{cm}$ 以上とし、かつ、凍結深度よりも深いものとする。その他凍上を防止するための有効な措置を講ずること。
- 五 鉄筋コンクリート造とする場合には、次に掲げる基準に適合したものであること。
  - イ 立上り部分の主筋として径 $12\text{mm}$ 以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとする。
  - ロ 立上り部分の補強筋として径 $9\text{mm}$ 以上の鉄筋を $30\text{cm}$ 以下の間隔で縦に配置したものとする。
  - ハ 底盤の補強筋として径 $9\text{mm}$ 以上の鉄筋を縦横に $30\text{cm}$ 以下の間隔で配置したものとする。
  - ニ 換気口を設ける場合は、その周辺に径 $9\text{mm}$ 以上の補強筋を配置すること。

4 建築物の基礎を布基礎とする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

- 一 前項各号(第五号ハを除く。)の規定によること。ただし、根入れの深さにあっては $24\text{cm}$ 以上と、底盤の厚さにあっては $15\text{cm}$ 以上としなければならない。
- 二 底盤の幅は、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度及び建築物の種類に応じて、次の表に定める数値以上の数値とすること。ただし、基礎ぐいを用いた構造とする場合にあっては、この限りでない。

地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 $\text{kN}/\text{m}^2$ )	建築物の種類		
	木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物		その他の建築物
	平家建て	2階建て	
30以上50未満の場合	30	45	60
50以上70未満の場合	24	36	45
70以上の場合	18	24	30

三 鉄筋コンクリート造とする場合にあって、前号の規定による底盤の幅が $24\text{cm}$ を超えるものとした場合には、底盤に補強筋として径 $9\text{mm}$ 以上の鉄筋を $30\text{cm}$ 以下の間隔で配置し、底盤の両端部に配置した径 $9\text{mm}$ 以上の鉄筋と緊結すること。

## 第2

令第38条第4項に規定する建築物の基礎の構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算を行うこと。
- 二 前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。

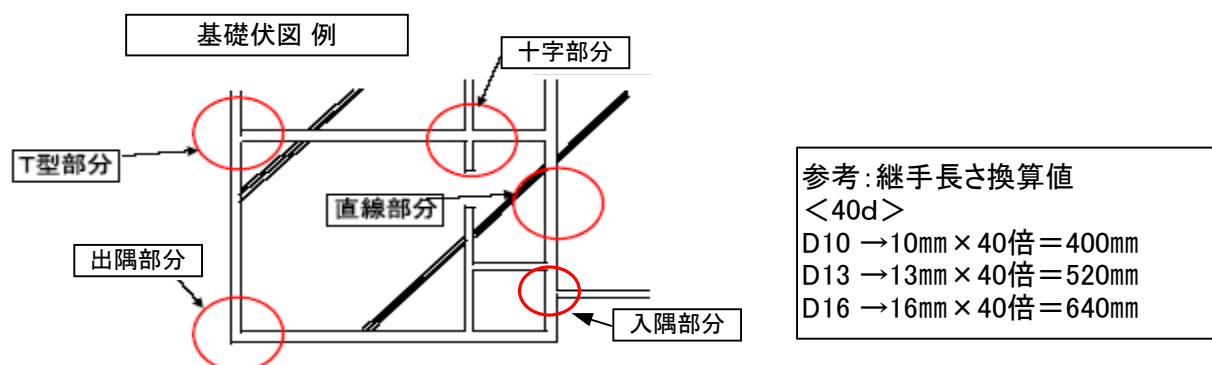
## 基礎

基礎	A B C	出隅・入隅、T字型、十字型、直線の各部分の配筋状況	
----	-------	---------------------------	--

## 検査方法

○出隅・入隅、T字型、十字型、直線の各部分の配筋(継手、定着等)が設計図書又は施工マニュアル等通りであるか現場の施工を確認します。  
検査時間内に、できる限り多くの部位を確認します。

- ・設計図書又は施工マニュアル等に記載がない場合は、主筋又は耐力壁の鉄筋の継手長さ40dの長さが確保できているか確認します。できていれば判定「○」(適)とします。
- ・継手長さが40dの長さが確保できていない場合で、聴き取りにより現場の配筋が適切であることの設計者判断が確認できた場合は、判定「○」(適)として、備考欄にその旨を記載します。  
備考欄記載例:「聴き取りにて継手長さの設計者判断確認済」などと記入します。



## 建築基準法施行令 第73条

## (鉄筋の継手及び定着)

第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあっては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一. 柱及びはり(基礎ばりを除く。)の出すみ部分
- 二. 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。)の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の40倍以上としなければならない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前2項の規定を適用する場合には、これらの項中「25倍」とあるのは「30倍」と、「40倍」とあるのは「50倍」とする。

## 基礎

基礎	A B C	基礎立上り部 欠き込み補強筋状況	
----	-------	------------------	--

## 検査方法

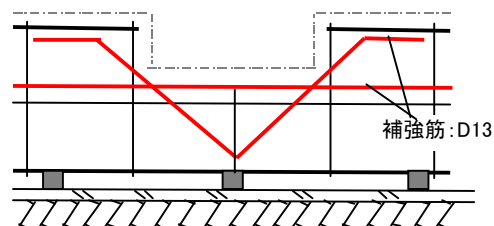
○基礎立上り部欠き込み補強筋が設計図書又は施工マニュアル等通りであるか現場の施工を確認します。

(欠きこみとは、玄関欠きこみ、外部換気口、内部人通口などをいいます。)

- ・設計図書又は施工マニュアル等に記載がない場合は、設計者判断等を聴き取りします。
  - ・聴き取りによる設計者判断等以上の仕様により現場施工ができている場合は、判定「○」(適)として、備考欄にその旨を記載します。
- 備考欄記載例：「聴き取りにて欠き込み部補強筋の設計者判断確認済」

- ・また設計図書又は施工マニュアル等に記載がない場合で、聴き取り確認ができない場合は、判定「-」(該当無し)として備考欄に「設計図書記載なし」と記入します。  
(ただし事前に登録されている、もしくは現場に持参している施工管理記録簿等で欠き込み補強筋の仕様を確認できる場合はそれを設計図書とみなします。)

設計図書記載例(外部換気口例)



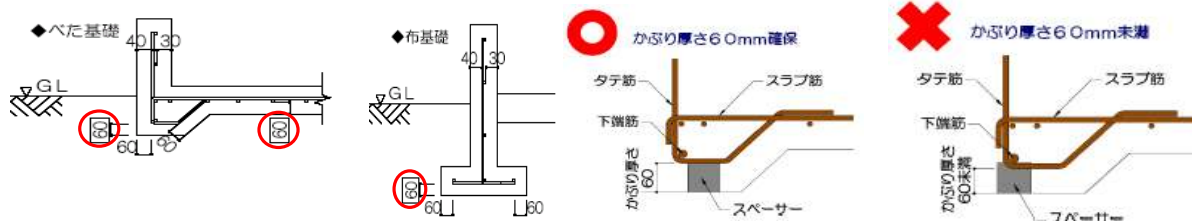
## 基礎

基礎	B C	かぶり厚さ80mm以上(ベース配筋またはスラブ配筋の下端)	
----	-----	-------------------------------	--

## 検査方法

○基礎のベース筋またはスラブ筋の下端のかぶり厚さが60mm以上あるか現場で計測確認します。基礎のかぶり厚は建築基準法上、捨てコンクリートを除いて60mm以上と定められています。

- ・例えばスペーサー間距離が大きく鉄筋がたわんでおり、かぶり厚さが足りない場合はスペーサーの追加依頼をします。検査時間内に是正できなければ「×」(不適)となります。



※立上がり下部のかぶり厚さは主筋(下端筋)からではなく、縦筋や補強筋が最外側鉄筋の場合は最外側鉄筋から60mm以上必要です。主筋が最外側鉄筋の場合はこれに限りません。  
※捨てコンクリートはかぶり厚さには含みません。

## 建築基準法施行令 第79条

## (鉄筋のかぶり厚さ)

第79条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては2センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりには3センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては4センチメートル以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあっては捨てコンクリートの部分を除いて6センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

※ここからは、②、③、④、⑤の各項目ごとに説明します。

各報告書(兼チェックリスト)の項目で、共通項目はまとめて解説しています。

- ②. 13「鉄骨造」用  
 ③. 15「RC造」用  
 ④. 11「混構造 地下・地上RC造」用  
 ⑤. 12「混構造 地上鉄骨造」用

## 書類

書類	○	基礎配筋検査用の必要書類	
----	---	--------------	--

## 検査方法

②. ③. ④. ⑤共通

○ここでは、現場検査を実施するにあたり、必要書類(物件設計図書、施工マニュアル等)の準備ができていないかを確認します。

- ・必要書類が準備できていればこの項目の判定は、「○」(適)となります。
- また検査時に、一部コンクリート打設済部分がある場合で、検査員が打設済部分の状況を把握できていない場合は、施工管理記録簿等(打設済部分の施工写真等)の書類で確認します。
- その場合でコンクリート打設済部分の書類等が現場になく、確認できない場合は、この項目を保留として、後日、書類等を確認できた時点で、項目判定「○」(適)とします。

設計図書

## 書類

書類	○	鉄筋の種類	
----	---	-------	--

## 検査方法

②. ③. ④. ⑤共通

○設計図書に記載の鉄筋の材料種類について、納品伝票や施工管理記録簿等との照合確認を行います。

相違がなければ「○」(適)とします。



- ・納品伝票、施工管理記録簿等の書類ではなく、現場施工が設計図書等のおりであることを目視で確認した場合は、判定を「-」(該当無し)として、備考欄に「鉄筋の種類現場確認」などと記入します。

## 設計図書記載例

	材料	径	使用箇所	継ぎ手
異形鉄筋	■SD295A	D19,D13,D16	基礎、梁、壁、スラブ	■重ね継手 D10,D13,D16
	□SD295B			
	■SD345	D19,D22,D25	基礎、梁、壁	■ガス圧接継手 D19,D22,D25
高強度せん断種鉄筋				
丸 鋼	□SF235			
溶接金剛(JIS G 3554)				□特殊継手

この記載例では鉄筋径ごとに記載しています。

## 書類

書類	○	基礎コンクリート設計基準強度	
----	---	----------------	--

## 検査方法

②. ③. ④. ⑤共通

○検査対象現場で一部コンクリート打設部分がある場合：  
設計図書に記載の基礎コンクリート設計基準強度について、納品伝票や施工管理記録簿等で確認を行います。適切である場合は「○」(適)とします。



○検査対象現場でこれからコンクリート打設予定の部位(コンクリート打設前)：  
設計図書に記載の基礎コンクリート設計基準強度を確認します。確認できた場合は、判定「○」(適)として、備考欄に「設計図書確認」などと記入します。

※設計図書等で基礎コンクリート設計基準強度が確認できない場合は、聴き取り等により確認します。その場合は、判定を「-」(該当無し)として、備考欄に「基礎コンクリート設計基準強度〇〇kN聴き取り確認」などと記入します。

## 書類

書類	○	アンカーボルトの種類	
----	---	------------	--

## 検査方法

②. 13「鉄骨造」用

この項目は、②. 13「鉄骨造」用の場合のみの項目となります。

○検査対象現場でアンカーボルトが設置済の場合：  
設計図書に記載のアンカーボルトの種類について、納品伝票や施工管理記録簿等で確認を行います。適切である場合は判定「○」(適)とします。



○検査対象現場でアンカーボルトが設置前の場合：  
設計図書に記載のアンカーボルトの種類を確認します。確認できた場合は、判定「○」(適)として備考欄に「設計図書確認」などと記入します。

※設計図書等でアンカーボルトの種類が確認できない場合は、聴き取り等により確認します。その場合は、判定を「-」(該当無し)として、備考欄に「施工予定のアンカーボルトの種類を聴き取り確認」などと記入します。

## 共通

共通	A B C	定着・継手状況	
----	-------	---------	--

## 検査方法

②. ③. ④. ⑤共通

○現場施工で、継手状況(重ね継手長さ、定着長さ)を計測及び目視確認し、設計図書等に記載の定着、継手部分の鉄筋長さ、径、位置等を満たす施工ができているかを確認します。(梁から梁、梁から柱、スラブから梁などの定着、重ね継手、圧接継手等)

検査時間内に、できる限り多くの部位を確認します。

## 設計図書記載例(設計仕様書)

(3) 鉄筋の定着及び重ね継手

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲 (N/mm <sup>2</sup> )	定着の長さ			特別の定着及び重ね継手の長さ(L1)
		一般(L2)	下端筋(L3)		
			小梁	スラブ	
SD295A	21, 22.5, 24	35d, または 29dかつつき	25d, または 10d	かつ	40d, または 30dかつつき
SD295B		40d, または 30dかつつき	15dかつつき	15cm以上	45d, または 35dかつつき
SD345	18				

重ね継手、定着の寸法は左表にあるような設計仕様書に記載の長さ以上があるかどうか計測し、定着位置が適切であるか確認します。

共通

共通	A B C	鉄筋のかぶり厚さ	
----	-------	----------	--

検査方法

②. ③. ④. ⑤共通

○現場施工で、鉄筋のかぶり厚さを計測及び目視確認し、設計図書等に記載の各部位のかぶり厚を満たす施工ができていないかを確認します。

検査時間内に、できる限り多くの部位のかぶり厚を確認します。

※捨てコンクリートはかぶり厚さには含みません。

(※設計図書で部位ごとにかぶり厚さが異なっている場合がありますので注意します。)

設計図書記載例

構造部位	かぶり厚さ		鉄筋の位置
	一般	土(管状)に接する部分	
床スラブ、屋根スラブ、床面壁	厚内	30	50
	厚外	40	
柱、はり、耐震壁	厚内	40	70
	厚外	50	
基礎、基礎ばり、耐震板			70
地下外壁、軒壁	50	40	70
遮音	50	50	50

フーチング

フーチング	A B C	フーチング(F)の配筋状況	
-------	-------	---------------	--

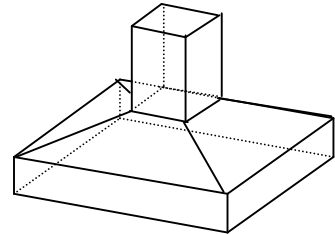
検査方法

②. ③. ④. ⑤共通

○現場施工で、フーチングの配筋状況について、計測及び目視確認し、設計図書等に記載のフーチング部分の鉄筋径、長さ、本数、位置等を確認します。

※フーチングの定着、継手、かぶり厚さも同時に確認します。  
 ※フーチング部分がない場合はこの項目の判定は「-」(該当無し)となります。

独立基礎(フーチング)例



基礎梁

基礎梁	A B C	地中梁(FG)の配筋状況	
		地中小梁(FB)の配筋状況	

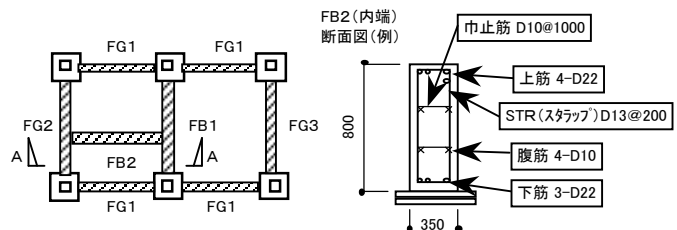
検査方法

②. ③. ④. ⑤共通

○現場施工で、基礎梁(地中梁、地中小梁)の配筋状況について、計測及び目視確認し設計図書等に記載の地中梁部分の鉄筋径、長さ、本数、位置等を確認します。

※地中梁の鉄筋の径、本数、位置等と共に、定着、継手、かぶり厚さも同時に確認します。  
 ※地中小梁等に該当する部分がない場合はその項目は「-」(該当無し)となります。

設計図書記載例



**柱**

柱	A B C	柱(C)の配筋状況	
---	-------	-----------	--

**検査方法**

②. ③. ④. ⑤共通

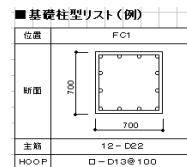
○現場施工で、柱部分の配筋状況について、計測及び目視確認し、設計図書等に記載の柱部分の鉄筋径、長さ、本数、位置等を確認します。

※柱部分の配筋の確認と共に定着、継手、かぶり厚さも同時に確認します。

※柱部分がない仕様、構造等の場合、この柱の項目は「-」(該当無し)となります。

※②. 13「鉄骨造」用、柱型も上記同様。

**設計図書記載例**



**壁**

壁	A B C	壁(W)の配筋状況	
---	-------	-----------	--

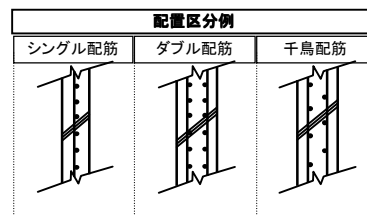
**検査方法**

④. ⑤共通

この項目は、④. 11「混構造 地下・地上RC造」用又は⑤. 12「混構造 地上鉄骨造」用の場合の項目となります。

○現場施工で、壁部分の配筋状況について、計測及び目視確認し、設計図書等に記載の壁部分の鉄筋径、長さ、本数、位置等を確認します。

※壁がない仕様、構造等の場合、この壁の項目は「-」(該当無し)となります。



**基礎スラブ**

基礎スラブ	A B C	基礎スラブ(FS)の配筋状況	
-------	-------	----------------	--

**検査方法**

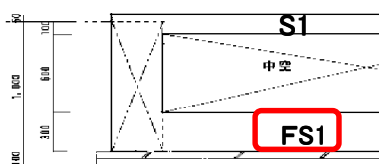
②. ③. ④. ⑤共通

○現場施工で、基礎スラブ部分の配筋状況について、計測及び目視確認し、設計図書等に記載の基礎スラブ部分の鉄筋径、長さ、本数、位置等を確認します。

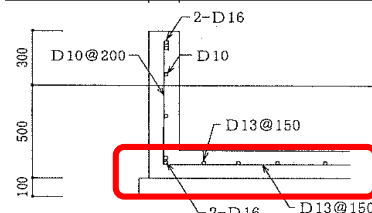
※基礎スラブの配筋の確認と共に定着、継手、かぶり厚さも同時に確認します。

※基礎スラブがない仕様、構造等の場合、この項目は「-」(該当無し)となります。

**基礎スラブの例  
(中空スラブ等)**



**基礎スラブの例  
(耐圧スラブのシングル配筋)**



**床スラブ**

ス 床 ラ ブ	A B C	床スラブ(S)の配筋状況	
------------------	-------	--------------	--

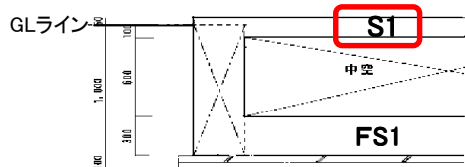
**検査方法** ②. ③. ④. ⑤共通

○現場施工で、床スラブ部分の配筋状況について、計測及び目視確認し、設計図書等に記載の床スラブ部分の鉄筋径、長さ、本数、位置等を確認します。

※床スラブの配筋の確認と共に定着、継手、かぶり厚さも同時に確認します。

※床スラブがない仕様、構造等の場合、この項目は「-」(該当無し)となります。

床スラブの例  
(中空スラブ等)



**アンカーボルト**

ア ン カ ー ボ ル ト	A B C	アンカーボルトの設置状況	
---------------------------------	-------	--------------	--

**検査方法** ②. ⑤共通

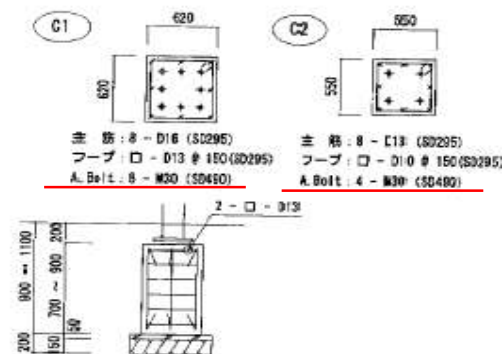
この項目は、②. 13「鉄骨造」用又は⑤. 12「混構造 地上鉄骨造」用の場合の項目となります。

○現場施工で、アンカーボルトの設置について、計測及び目視確認し、設計図書等に記載のアンカーボルト部分の径、長さ、本数、設置方法等を確認します。

※アンカーボルトが設置前の場合は、設置予定を確認し、項目の判定は「-」(該当無し)とします。備考欄に「設置予定確認」などと記入します。

※大臣認定等を取得している商品を使用している場合はそれぞれの仕様に基づいているか確認します。

柱脚のアンカーボルトの設計図書記載例





## 現場検査時 写真撮影要領

写真撮影の際には、下記の表示板(現場撮影用の黒板等)の記入例のように「物件名」「届出事業者名」「検査の実施年月日」「検査員名」「工程名」の各情報を必ず記載したものを撮影アングル内に入れて撮影します。

### 現場撮影用 表示板 記入例(サンプル)

実施検査員の名前をフルネームで記入します。

物件の構造に関わらず「基礎配筋検査(自主検査)」としてください。

物件名	〇〇分譲住宅 A号棟 様邸
届出事業者名	〇〇建設 株式会社
実施年月日	2009 年 10 月 1 日
検査員	検査 一郎
工程	基礎配筋検査(自主検査)

登録物件名は、必ず保険契約申込書と同一名となるようにします。

届出事業者名は、株式会社などを入れた正式名称にて記入をします。

実施年月日は、検査の実施年月日を記入します。

## 【木造等】基礎配筋検査 写真撮影要領

写真撮影箇所は以下のとおりです。

対応工法:①. 10木造軸組工法, 枠組壁工法(丸太組構法, 木質パネル工法, 伝統工法, スチール・薄板軽量形構造 含む)

写真枚数: 全5~6枚(標準)

※写真ごとに表示板等を必ず挿入します。表示板等は写真のフレームに納まれば位置は限定しません。

### ① 全景写真



- 引きが取れない現場もありますが、できる限り全体を見渡せるように工夫して撮影します。
- 後ろに下がる場合は背後の安全に注意します。

### ④ 床下換気口部分の補強筋



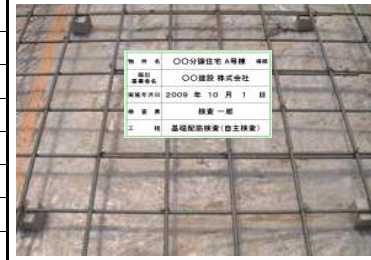
- 横補強筋、斜め補強筋が確認できるようにできるだけ正面の水平な角度から撮影します。
- 標尺は不要です。
- 外周部床下換気口がない場合は省略します。

### ② 外周部基礎立上がり部分



- 基礎立上り部分の状況(上下筋・腹筋・縦筋)が写るように撮影します
- 表示板等は手に持って撮影しても可。
- 布基礎の場合は、ベース部分も入るように撮影します。

### ⑤ スラブ配筋の状況



- スラブ筋が確認できるように撮影します。
- 布基礎の場合は省略します。
- 注意) スペーサーは一番下の鉄筋の下に入らなければなりません。

### ③ 出隅部分の状況



- 補強筋の継手長さや出隅鉄筋などコーナー部分の状況が確認できるように撮影します。
- 出隅部分で継手が設けられていない場合でも撮影します。

### ⑥ 深基礎部分の状況



- 検査時にコンクリート打設前の深基礎があった場合は、深基礎の全体が写るように撮影します。
- 深基礎がない場合は省略します。

## 【鉄骨造】基礎配筋検査 写真撮影要領

写真撮影箇所は以下のとおりです。

対応工法: ②. 13「鉄骨造」用 ⑤. 12「混構造 地上鉄骨造」用

写真枚数: 全5枚(標準)

※写真ごとに表示板等を必ず挿入します。表示板等は写真のフレームに納まれば位置は限定しません。

## ① 全景写真



- ・建物全体を見渡せるように撮影します。
- ・引きが取れない現場もありますが、できるかぎり全体を見渡せるように工夫して撮影します。
- ・後ろに下がる場合は、背後の安全に注意します。

## ② 直接基礎ベース



- ・布基礎形状の場合のベース筋が写るように撮影します。
- ・該当部分がない場合は、省略します。
- ・標尺は不要です。

## ③ ベタ基礎(上部スラブ部分&lt;中空スラブ&gt;)の場合も同様



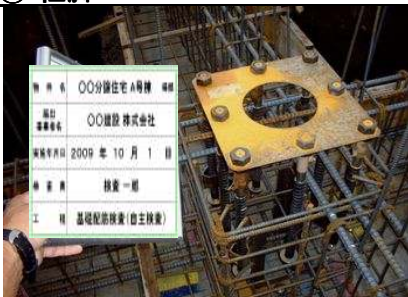
- ・ベタ基礎部分の鉄筋が写るように撮影します。
- ・該当部分がない場合は、省略します。
- ・標尺は不要です。

## ④ 地中梁



- ・主要な(代表的な)地中梁を選びます。
- ・地中梁の配筋状態がわかる部分を撮影します。
- ・該当部分がない場合は、省略します。
- ・標尺は不要です。

## ⑤ 柱脚



- ・主要な(代表的な)柱脚を選びます。
- ・柱脚の配筋状態がわかる部分を撮影します。

## 【RC造】基礎配筋検査 写真撮影要領

写真撮影箇所は以下のとおりです。

対応工法:③. 15「RC造」用 ④. 11「混構造 地下・地上RC造」用

写真枚数:全5枚(標準)

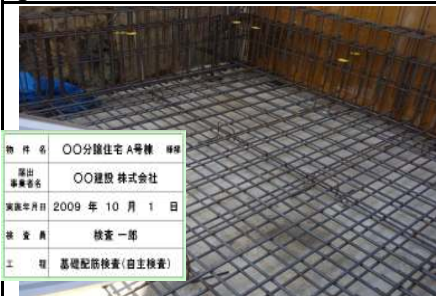
※写真ごとに表示板等を必ず挿入します。表示板等は写真のフレームに納まれば位置は限定しません。

### ① 全景写真



- ・建物全体を見渡せるように撮影します。
- ・引きが取れない現場もありますが、できるかぎり全体を見渡せるように工夫して撮影します。
- ・後ろに下がる場合は、背後の安全に注意します。

### ② ベース筋



- ・主要なベース筋を選びます。
- ・ベース筋のピッチが確認できるように、できるだけ上の角度から下を向くように撮影します。
- ・標尺は不要です。

### ③ 地中梁



- ・主要な地中梁を選びます。
- ・地中梁の配筋(上端筋、下端筋、腹筋、スタラップ)がわかる部分で、スタラップのピッチが確認できるように撮影します。
- ・標尺は不要です。
- ・地中梁がない場合は、省略します。

### ④ 柱筋



- ・主要な柱を選び、撮影します。
- ・柱筋・帯筋がわかる部分で、帯筋のピッチが確認できるように撮影します。
- ・標尺は不要です。

### ⑤ 継手状況(または定着状況)



- ・代表的な継手(定着)部分を選び、撮影します。
- ・標尺は不要です。